

練馬区立保育所延長保育・休日保育実施基準表

◆ 練馬区立保育所延長保育実施基準表

保 育 指 数 (保 護 者 の 状 況)			
番号	細 目	保育指数	
1	延長保育実施時間帯に 保育を必要とする状況	(1) 週5日(または月20日)以上	20
		(2) 週4日(または月16日～19日)	16
		(3) 週3日(または月12日～15日)	12
		(4) 週2日(または月8日～11日)	8
2	(1) 父母が不存在	20	
3	(1) 延長保育を利用できれば延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況になる	4	

調 整 指 数		
番号	条 件	調整指数
1	ひとり親世帯	3
2	延長保育実施時間帯において一定時間以上保育施設等に申込児童を預けている場合	2
3	区外に在住する世帯の場合(転入予定世帯を除く)	-4

◆ 練馬区立保育所休日保育実施基準表

保 育 指 数 (保 護 者 の 状 況)			
番号	細 目	保育指数	
1	休日保育実施時間帯に 保育を必要とする状況	(1) 月4日以上の日曜日の就労を常態とする場合	20
		(2) 月3日以上の日曜日の就労を常態とする場合	16
		(3) 月2日以上の日曜日の就労を常態とする場合	12
		(4) 月1日以上の日曜日の就労を常態とする場合	8
		(5) 上記各号で掲げるもののほかで明らかに保育を必要とする 状況	4
2	(1) 父母が不存在	20	

調 整 指 数		
番号	条 件	調整指数
1	ひとり親世帯	5
2	保護者が単身赴任している場合	1
3	全ての祝日の休日保育実施時間帯に保育を必要とする場合	5
4	世帯に休日保育を利用している他の児童がいる場合	1
5	区外に在住する世帯の場合(転入予定世帯を除く)	-4
6	保護者が身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳(療育手帳)1～4度 または精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する場合	1
7	同居する65歳未満の祖父母が補完的な保育に当たれる場合	-4

※ 調整指数番号1番および2番は重複適用しない。